資料№4

コミュニティバス・路線バスのルート・ダイヤ・停留所変更等の合意形成フロー

【パターン1】
市民（個人）から路線等変更要望

【パターン2】
自治会等から路線等変更要望

【パターン3】
運行に当たり支障をきたす場合

①企画課職員が対象路線，対象箇所の現場確認を行う。②運行事業者へ聞き取りを行う。

当事者である市民・自治会等（会長及び役員等）に，再度，状況等の確認を行う。
変更等について，希望や提案を聞きとる。

協議会会長・該当地区委員へ報告すると共に，変更が可能なものであるか，運行事業者と協議する。
①路線変更が妥当なものであるか　②変更可能であるか　③予算不足・赤字は生じないか

該当する地区の自治会または町内会に，状況・変更等について説明する。必要に応じて地区回覧や地区の会議等において説明を行う。

了解の場合

問題がない場合

該当する地区の自治会等に，状況・変更等について説明する。必要に応じて地区回覧や地区の会議等において説明を行う

了解の場合

路線変更等について，守谷市地域公共交通活性化協議会において協議していただいた上で，判断いただく。

変更決定

①自治会等へ報告する。　②広報紙や対象地区・対象箇所において十分な周知を行う（2～3か月間）
③運行事業者が運輸局へ変更の届け出を行う（1か月間）

ルート・ダイヤ・停留所　変更